

ETCコーポレートカード利用約款(新旧対照表)

改正前(平成 29 年 3 月 31 日まで)	改正後(平成 29 年 4 月 1 日施行)
<p>(定義) 第2条 本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。 一号～十八号 省略</p>	<p>(定義) 第2条 本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。 一号～十八号 省略 十九 車両制限令 道路法第47条第1項に基づき定められた車両制限令(昭和36年政令第265号)をいいます。また、本約款でいう「車両制限令に違反」とは、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社(以下「六会社」といいます。)が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含みます。</p>
<p>(カードの利用申込み) 第3条 1項、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一号～三号 省略 四 申込者が、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社(以下「六会社」といいます。)が管理するいずれかの道路において車両制限令(昭和36年政令第265号)に違反したことがある場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けられないことが適当であると認めたとき。 五号～十二号 省略  十三 その他窓口会社がカードの利用申込みを受け付けられないことが適当であると認めたとき</p>	<p>(カードの利用申込み) 第3条 1項、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一号～三号 省略 四 申込者が、<b>過去1年以内に、六会社の管理するいずれかの道路において車両制限令に違反したことがある場合で、その違反の程度が第23条第1項第四号又は第五号に相当する</b>とき。  五号～十二号 省略 十三 申込者が、<b>暴力団、暴力団関係企業・団体、社会運動等標榜ゴロ等若しくはこれらの構成員・関係者、又はその他反社会的勢力であることが判明した</b>とき。 十四 その他窓口会社がカードの利用申込みを受け付けられないことが適当であると認めたとき</p>
	<p>(利用申込みの取消し) 第4条の2 窓口会社が前条第1項に基づき当該利用申込みの受付結果を申込者宛て通知してから、第5条に基づきカードの利用を承認するまでの間に、新たに申込者が第3条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったときには、窓口会社は既に通知した受付結果を取消すとともに、その旨を申込者宛て通知します。このとき、既に申込者が第4条に基づき保証金又は保証書を窓口会社へ預託している場合には、窓口会社はこれを返還します。</p>
<p>(カードの利用の承認) 第5条 窓口会社は、前条第2項の定めにより申込者が届け出た車載器管理番号及び支払いの保証について適当であると認める場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者(以下「契約者」といいます。)は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。</p>	<p>(カードの利用の承認) 第5条 窓口会社は、<b>第4条</b>第2項の定めにより申込者が届け出た車載器管理番号及び支払いの保証について適当であると認める場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者(以下「契約者」といいます。)は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。</p>
<p>(契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して六会社のいずれかから警告を受け、警告を受けた日から3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。</p>	<p>(契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表3に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表4に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からとする。ただし、平成29年度の起算日は平成29年4月1日とする。</p>

改正前(平成 29 年 3 月 31 日まで)	改正後(平成 29 年 4 月 1 日施行)
<p>五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたととき。</p> <p>六～七号 省略</p> <p>2 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の利用の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。</p> <p>一号～三号 省略</p> <p>四 本約款に違反する行為をし、その情状が重いつき。</p> <p>五 カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたととき。</p>	<p>五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたととき、又は告発したとき。</p> <p>六～七号 省略</p> <p>2 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の利用の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。</p> <p>一号～三号 省略</p> <p>四 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表3に掲げる点数を付され、六会社が定める起算日から24箇月以内の累積点数が別表4に規定する点数に達したとき。なお、累積点数の起算日は前年度4月1日からとする。ただし、平成29年度の起算日は平成29年4月1日とする。</p> <p>五 本約款に違反する行為をし、その情状が重いつき。</p> <p>六 カード利用者として著しく不適当な行為をしたと窓口会社が認めたととき。</p>
<p>附則</p> <p>1 本約款は、平成28年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成26年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款は、平成29年4月1日から施行します。</p> <p>2 平成28年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p> <p>4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、旧約款に基づく措置を適用します。</p>
<p>別表1 省略</p> <p>別表2 省略</p>	<p>別表1 省略</p> <p>別表2 省略</p> <p>別表3 (別紙のとおり)</p> <p>別表4 (別紙のとおり)</p>

別表3  
(点数基準表)

1. 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1) 総重量(t)

道路	諸元			点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等(指定道路内)	～5.5 未満	問わず	単車	20 超～22	22 超～30	30 超～40 未満	40～
			2軸牽引車	20 超～22	22 超～37	37 超～40 未満	40～
			3軸牽引車	20 超～22	22 超～40 未満	-	40～
	5.5～7 未満	～9 未満	単車	20 超～22	22 超～30	30 超～40 未満	40～
			2軸牽引車	20 超～22	22 超～37	37 超～40 未満	40～
			3軸牽引車	20 超～22	22 超～40 未満	-	40～
	5.5～7 未満	9～	単車	22 超～24.2	24.2 超～30	30 超～44 未満	44～
			2軸牽引車	22 超～24.2	24.2 超～37	37 超～44 未満	44～
			3軸牽引車	22 超～24.2	24.2 超～42	42 超～44 未満	44～
	7～	～9 未満	単車	20 超～22	22 超～30	30 超～40 未満	40～
			2軸牽引車	20 超～22	22 超～37	37 超～40 未満	40～
			3軸牽引車	20 超～22	22 超～40 未満	-	40～
	7～	9～11 未満	単車	22 超～24.2	24.2 超～30	30 超～44 未満	44～
			2軸牽引車	22 超～24.2	24.2 超～37	37 超～44 未満	44～
			3軸牽引車	22 超～24.2	24.2 超～42	42 超～44 未満	44～
7～	11～	単車	25 超～27.5	27.5 超～30	30 超～50 未満	50～	
		2軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～37	37 超～50 未満	50～	
		3軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～42	42 超～50 未満	50～	
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20 超～22	22 超～30	30 超～40 未満	40～
			2軸牽引車	20 超～22	22 超～37	37 超～40 未満	40～
			3軸牽引車	20 超～22	22 超～40 未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2) 軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10 超～15	-	15 超～	-

(3) 高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1 超～4.2	4.2 超～4.5	4.5 超～	-
指定道路外	3.8 超～3.9	3.9 超～4.3	4.3 超～	-

(4) 幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5 超～2.6	2.6 超～3.25	3.25 超～	-

(5) 長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12 超～13	13 超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12 超～13	13 超～	-	-
		フルトレーラ	12 超～13	13 超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5 超～17.5	17.5 超～	-	-
		フルトレーラ	18 超～19	19 超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12 超～13	13 超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2. セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

※ 特例車種とは、車両制限令第3条第2項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

(1) 総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～37	37 超～50 未満	50～
			3軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～42	42 超～50 未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26 超～28.6	28.6 超～37	37 超～52 未満	52～
			3軸牽引車	26 超～28.6	28.6 超～42	42 超～52 未満	52～
	10	11	2軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～37	37 超～54 未満	54～
			3軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～42	42 超～54 未満	54～
	11	12	2軸牽引車	29 超～31.9	31.9 超～37	37 超～58 未満	58～
			3軸牽引車	29 超～31.9	31.9 超～42	42 超～58 未満	58～
	12	13	2軸牽引車	30 超～33	33 超～37	37 超～60 未満	60～
			3軸牽引車	30 超～33	33 超～42	42 超～60 未満	60～
	13	14	2軸牽引車	32 超～35.2	35.2 超～37	37 超～64 未満	64～
			3軸牽引車	32 超～35.2	35.2 超～42	42 超～64 未満	64～
	14	15	2軸牽引車	33 超～36.3	36.3 超～37	37 超～66 未満	66～
			3軸牽引車	33 超～36.3	36.3 超～42	42 超～66 未満	66～
	15	15.5	2軸牽引車	35 超～37	-	37 超～70 未満	70～
			3軸牽引車	35 超～38.5	38.5 超～42	42 超～70 未満	70～
15.5	～	2軸牽引車	36 超～37	-	37 超～72 未満	72～	
		3軸牽引車	36 超～39.6	39.6 超～42	42 超～72 未満	72～	
一般有料道路等 (指定道路内)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～37	37 超～50 未満	50～
			3軸牽引車	25 超～27.5	27.5 超～42	42 超～50 未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26 超～28.6	28.6 超～37	37 超～52 未満	52～
			3軸牽引車	26 超～28.6	28.6 超～42	42 超～52 未満	52～
10	～	2軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～37	37 超～54 未満	54～	
		3軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～42	42 超～54 未満	54～	
一般有料道路等 (指定道路外)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	24 超～26.4	26.4 超～37	37 超～48 未満	48～
			3軸牽引車	24 超～26.4	26.4 超～42	42 超～48 未満	48～
	9	10	2軸牽引車	25.5 超～28.05	28.05 超～37	37 超～51 未満	51～
			3軸牽引車	25.5 超～28.05	28.05 超～42	42 超～51 未満	51～
10	～	2軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～37	37 超～54 未満	54～	
		3軸牽引車	27 超～29.7	29.7 超～42	42 超～54 未満	54～	

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2) 軸重(t)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	10 超～15	-	15 超～	-

(3) 高さ(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1 超～4.2	4.2 超～4.5	4.5 超～	-
指定道路外	3.8 超～3.9	3.9 超～4.3	4.3 超～	-

(4) 幅(m)

諸元	点数			
道路	3点	5点	15点	30点
全て	2.5 超～2.6	2.6 超～3.25	3.25 超～	-

## (5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

別表4  
(累積点数)

累積点数	累積点数に伴う割引停止措置等
60点	カードの一部に対する割引停止(1箇月)
90点	カードの一部に対する割引停止(2箇月)
120点	カードの一部に対する利用停止(1箇月)
150点	カードの一部に対する利用停止(2箇月)

※ 「累積点数」が150点を超える場合は、30点ごとにカードの一部に対する利用停止期間を1箇月ずつ延長します。

※ 「累積点数に伴う割引停止措置等」の適用は、起算日(第23条第1項第四号及び第23条第2項第四号に規定する起算日をいう。)から24箇月以内の「累積点数」に応じたカードの一部に対する割引停止及び利用停止を全て適用します。

※ 第24条第1項第三号、第24条第2項第八号及び第25条第1項第十四号を適用する場合は、カードの割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1箇月間に10点」以上になる場合を対象とします。